

平成 26 年度山梨県計画
に関する事後評価

平成 28 年 9 月

山 梨 県

目 次

1 . 事後評価のプロセス	
(1) 「事後評価の方法」の実行の有無	1
(2) 審議会等で指摘された主な内容	1
2 . 目標の達成状況	2
3 . 事業の実施状況	
[事業区分 1] 地域医療構想の達成に向けた医療機関の 施設又は設備の整備に関する事業	1 0
[事業区分 2] 居宅等における医療の提供に関する事業	1 4
[事業区分 3] 医療従事者の確保に関する事業	3 3

1 . 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

行った

(実施状況)

- ・平成 2 7 年 5 月 2 6 日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成 2 8 年 5 月 2 4 日 山梨県医療審議会において意見聴取

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

<p>全県 峡東 峡南</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分娩取扱病院・診療所数 (県全体) 15施設 → 15施設 (中北) 11施設 11施設 (富士・東部) 2施設 2施設 ○ がん医療の均てん化の推進 地域がん診療病院の整備に向けた医療機器整備の支援や技術的支援等により、県内どこでも質の高いがん医療が受けられる体制を整備する。 ・がん診療連携拠点病院等整備区域数 (県全体) 2区域 3区域 (峡東) 0施設 1施設 (峡南) 指定に向けた環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・分娩取扱病院・診療所数 (県全体) 15施設 → 15施設 (中北) 11施設 11施設 (富士・東部) 2施設 2施設 ➢ 平成26年度に事業完了 峡東区域の1施設を地域がん診療連携拠点病院に指定するとともに、峡南区域の1施設に病理診断装置を整備し、地域がん診療連携拠点病院の指定に向けた体制の整備を推進 (【No.3】 地域がん診療提供体制整備事業) ・がん診療連携拠点病院等整備区域数 (県全体) 2区域 3区域 (峡東) 0施設 1施設 (峡南) 指定に向けた環境整備 	
<p>全県 中北</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重症心身障害児(者)に対する入院医療の確保 重症心身障害児(者)の増加により不足が見込まれる重症心身障害児(者)の受入病床を増床することにより重症心身障害児(者)への適切な医療提供を確保する。 ・重症心身障害児(者)受入病床数 (中北) 214床 220床 <p>(2) 地域包括ケアの底上げを図るための在宅医療提供体制の確保・充実</p> <p>〔在宅医療の推進〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成27年度に事業完了 不足が見込まれる重症心身障害児(者)の受入病床を増床し、重症心身障害児(者)のレスパイト入院や在宅療養患者の急変時への対応を強化 (【No.4】 地域重症心身障害児(者)受入体制強化事業) ・重症心身障害児(者)受入病床数 (中北) 214床 220床 	<p>複</p>
<p>全県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療推進体制の整備 医療関係者及び関係多職種による協議会を設置し、在宅医療に関する課題解決に向けた体制を整備する。 ・在宅医療推進協議会設置地域数 (県全体) 0箇所 → 11箇所 (中北) 0箇所 → 4箇所 (峡東) 0箇所 → 2箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 県医師会における在宅医療推進に向けた体制の整備、在宅医療推進に向けた四師会会長の連携会議の開催、地区医師会における在宅医療推進協議会の設立 (【No.5】 在宅医療推進協議会設置事業) ・在宅医療推進協議会設置地域数 (県全体) 3箇所 (中北) 2箇所 (峡東) 1箇所 	<p>継 24</p>

<p>全県 中北 富東</p>	<p>(峡南) 0 箇所 → 2 箇所 (富士・東部) 0 箇所 → 3 箇所</p> <p>○ 在宅医療の実施拠点・連携拠点等の確保 複数のかかりつけ医が連携した取り組みを支援し、在宅医療チームの形成を促進することにより、在宅医療を提供する診療所等の増加を図るとともに、医療と介護が連携した多職種協働による支援体制の構築を推進する。 また、在宅医療を提供する診療所等の医療機器等の整備を支援することにより、在宅医療提供機能の充実強化を図る。</p> <p>・在宅医療連携拠点数 (県全体) 3 箇所 → 4 箇所 (富士・東部) 0 箇所 → 1 箇所</p>	<p>(峡南) 0 箇所 (富士・東部) 0 箇所</p> <p>➤ 在宅多職種の連携推進に向け、病院・診療所を中心とした15チームの多職種連携チームを形成、65施設の診療所等が研修会等に参加 平成30年度まで順次事業を執行予定 (【No.6】在宅医療チーム形成促進事業)</p> <p>➤ 保健福祉事務所において在宅多職種関係者の広域連携会議及び人材育成研修会を開催 平成28、29年度に事業を執行予定 (【No.22】在宅医療広域連携等推進事業)</p> <p>➤ 甲府市医師会が実施するICTを活用した在宅医療・介護連携システムの運営を支援 平成28、29年度に事業を執行予定 (【No.23】在宅医療介護連携事業)</p> <p>➤ 126の医療機関等が在宅医療の実施に必要な機器等を整備 平成30年度まで順次事業を執行予定 (【No.7】在宅医療提供体制機能強化事業)</p> <p>➤ 平成27年度に事業完了 上野原市において、在宅医療推進に向けた拠点を形成し、在宅医療連携の研修を実施するとともに、在宅医療・介護連携の仕組み等を検討 (【No.8】在宅医療連携拠点整備事業)</p> <p>・在宅医療連携拠点数 (県全体) 4箇所 (富士・東部) 1箇所</p>	<p>複</p> <p>複</p> <p>複</p> <p>複</p> <p>複</p>
<p>全県</p>	<p>○ 在宅医療の人材育成基盤の整備 在宅医療に取り組む医師や多職種人材を対象とした研修会の実施を支援することにより、在宅医療を担う人材を育成する。</p> <p>・訪問診療を行う医療機関数 (県全体) 95 施設 105 施設</p>	<p>➤ 地区医師会において多職種研修会や県民を対象とした講演会を3回開催 (【No.10】在宅医療人材育成事業)</p> <p>・訪問診療を行う医療機関数 (県全体)95 施設(H23) 121 施設(H26)</p>	<p>継 25</p>

<p>全県</p>	<p>〔訪問看護の推進〕</p> <p>○ 訪問看護の推進</p> <p>訪問看護関係者で構成する協議会の運営により、訪問看護に関する課題解決に向けた取り組みを推進するとともに、訪問看護の推進拠点を整備し、訪問看護師の確保・定着及び訪問看護ステーションの相互連携を図ることにより、訪問看護の拠点化を推進する。</p> <p>また、入院医療から在宅医療への移行期において、退院支援マネジメントの標準ツールを作成・普及することにより、適切な退院支援を確保する。</p>	<p>➤ 訪問看護推進協議会や、訪問看護にかかる各種研修を開催するとともに、在宅ターミナルケア普及事業として、講演会等を実施(【No.11】訪問看護推進事業)</p> <p>➤ 訪問看護の推進拠点機能の設置に向けた運営委員会の開催、訪問看護を活用した在宅療養の普及啓発講演会の開催、普及啓発チラシ等の作成・配布を実施(【No.12】訪問看護推進拠点事業)</p> <p>➤ 退院支援マネジメントの養成検討会議や普及啓発研修の開催、退院支援マネジメントガイドラインの作成・配布を実施(【No.13】退院支援マネジメント養成研修事業)</p>	<p>継 26</p> <p>継 27</p> <p>継 28</p>
<p>全県</p>	<p>〔在宅歯科医療の推進〕</p> <p>○ 在宅歯科医療連携の推進</p> <p>在宅歯科医療連携室の機能強化や在宅歯科医療の拠点形成の推進とともに、居宅における多職種連携が可能となるツールを作成・普及することにより、多職種連携の推進等を図る。</p> <p>また、専門的口腔ケア等ができる歯科医師等の人材を育成することにより、在宅療養高齢者への適切な歯科保健医療を確保する。</p>	<p>➤ 県歯科医師会への委託により在宅歯科医療連携室を設置し、相談対応72件、在宅医療機器貸出83件、連携室運営推進協議会開催等の事業を実施(【No.14】在宅歯科医療連携室整備事業)</p> <p>➤ 在宅歯科医療推進に向けた県歯科医師会館改修事業については、平成28年度に完了予定(【No.16】在宅歯科医療連携拠点整備事業)</p> <p>➤ 県歯科医師会において在宅歯科・多職種連携ツール「お口の健康手帳」を作成・配布するとともに、介護専門員等に在宅歯科・口腔ケアに関する研修会を開催 平成28年度まで順次事業を執行予定(【No.17】在宅歯科・多職種連携推進事業)</p> <p>➤ 県歯科医師会において、「歯科訪問診療事例集」を作成・配布 また、県歯科医師会及び甲府市歯科医師会において、在宅歯科医療の人材育成に向けた研修会を実施(【No.18】在宅歯科医療人材育成事業) (【No.19】在宅歯科連携人材育成事業)</p>	<p>継 29</p> <p>複</p> <p>複</p> <p>複 継 30</p>

中北	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者人口の大幅な増加が見込まれる甲府市において、地域の歯科医療関係団体の協力を得て、在宅療養支援室を整備し、地域の特性に応じたきめ細やかな在宅歯科医療提供体制の構築を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成26年度に事業完了 県歯科医師会において在宅歯科診療訪問車を整備 (【No.20】在宅歯科訪問体制強化事業) ➢ 平成26年度に事業完了 甲府市歯科医師会に在宅歯科医療支援に向けた拠点となる在宅療養支援室を整備 (【No.15】地域在宅療養支援室整備事業) 																			
全県 中北 峡東	<p>〔在宅医療（薬剤）の推進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅療養拠点薬局の整備 地域ごとに無菌調剤設備を備えた拠点薬局を整備することにより、がん患者等が地域で安心して療養できる環境を整える。 ・無菌調剤室を設置した薬局のある地域数 <table border="0"> <tr> <td>(県全体)</td> <td>3地域</td> <td>6地域</td> </tr> <tr> <td>(中北)</td> <td>1地域</td> <td>3地域</td> </tr> <tr> <td>(峡東)</td> <td>0地域</td> <td>1地域</td> </tr> </table>	(県全体)	3地域	6地域	(中北)	1地域	3地域	(峡東)	0地域	1地域	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成27年度に事業完了 新たに3地域の薬局で無菌調剤室を整備 (【No.21】在宅療養拠点薬局整備事業) ・無菌調剤室を設置した薬局のある地域数 <table border="0"> <tr> <td>(県全体)</td> <td>3地域</td> <td>6地域</td> </tr> <tr> <td>(中北)</td> <td>1地域</td> <td>3地域</td> </tr> <tr> <td>(峡東)</td> <td>0地域</td> <td>1地域</td> </tr> </table>	(県全体)	3地域	6地域	(中北)	1地域	3地域	(峡東)	0地域	1地域	複 継 31
(県全体)	3地域	6地域																			
(中北)	1地域	3地域																			
(峡東)	0地域	1地域																			
(県全体)	3地域	6地域																			
(中北)	1地域	3地域																			
(峡東)	0地域	1地域																			
全県	<p>(3) 医師・看護師等の地域偏在解消を含む医療従事者の確保</p> <p>〔医師確保対策の推進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域偏在対策の推進 地域医療に従事する医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援することにより地域偏在の緩和を図る。 地域の医療機関を活用した研修プログラムの作成、地域枠医学生に対する継続的な病院実習の実施により、地域の医療機関の医師確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域医療に対する意識付けを図るための各種事業（地域枠医学生等への面談、臨床研修指導医講習会や若手医師医療技術向上研修会の開催等）を実施 (【No.24】地域医療支援センター運営事業) ➢ 地域枠医学生に対する継続的な病院実習の実施 8人 (【No.25】医学生定着促進実習支援事業) 	継 35 継 36																		
全県 富東	<ul style="list-style-type: none"> ○ 診療科偏在対策の推進 医師不足が特に著しい産科を対象に、若手医師の高度専門医療への志向に対応し、ハイリスク分娩等の高度な医療技術の修得ができるよう、キャリア形成プログラムの見直し等を行うことにより、産科医の確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 産科後期研修の新規受講者数 2人 (【No.26】産科医確保臨床研修支援事業) 	継 39																		

	<p>また、産科医、新生児医療担当医の処遇改善に取り組む医療機関を支援することにより、これらの医師の確保を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 分娩手当支給医療機関 17施設 (【No.27】産科医等分娩手当支給事業) ➢ 新生児担当手当支給医療機関 1施設 (【No.28】NICU入室児担当手当支給事業) ➢ 地域の小児科医が発達障害児の診療等を担えるようにするためのネットワーク構築事業(診療マニュアルの作成・発行、研修会開催)を実施 平成29年度まで順次執行予定 (【No.29】発達障害児医療支援ネットワーク構築事業) ➢ 平成27年度に事業完了 富士・東部区域において臨床研修医を養成するための研修環境の整備を実施 (【No.30】臨床研修医養成基盤整備事業) 	<p>継 37</p> <p>継 38</p> <p>複</p> <p>複</p>
	<p>〔歯科医師等の確保対策の推進〕</p>		
<p>全県 中北</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医科・歯科連携に資する人材の養成 がん患者、糖尿病患者等と歯科との関連に係る研修を開催することにより、医科歯科連携を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 県歯科医師会及び甲府市歯科医師会において在宅歯科連携人材の育成に向けた研修会を開催(【No.19】在宅歯科連携人材育成事業(再掲)) 	
<p>全県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅歯科医療に対応した歯科医療従事者の養成・確保 在宅歯科医療・専門的口腔ケアに対応した質の高い歯科衛生士を養成する基盤整備を行うとともに、在宅歯科医療や医科歯科連携に資する人材の育成を進める。 また、出産・育児等の一定期間の離職により再就業に不安を抱える女性歯科衛生士を対象に、最新の診療補助技術等の研修を行い、歯科衛生士の安定的な確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成26年度に事業完了 県歯科医師会において歯科衛生士確保養成研修会を開催 (【No.40】歯科衛生士確保養成支援事業) ➢ 平成27年度に事業完了 障害者やICT 教育に対応した歯科衛生専門学校の改修・設備を実施 (【No.41】歯科衛生専門学校施設設備整備事業) 	<p>複</p>
	<p>〔看護職員の確保対策の推進〕</p>		
<p>全県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 看護職員の資質向上の推進 新人看護職員に対する臨床研修の実施、就業看護職員に対する研修を実施すること等により、看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 多施設合同研修(7日間)、実地指導者研修(6日間)、新人看護職員卒後研修(17病院)、新人看護師指導担当者研修(3日間)、看護職員専門分野研修(認知症看護・緩和ケア7ヶ月間)、看護職員 	<p>継 45</p> <p>継 46</p>

	<p>図る。</p> <p>また、看護師等養成所の運営を支援し、教育内容の向上を図ることにより、質の高い看護師等を養成する。</p>	<p>実務研修(3~7日間)、潜在看護職員復職研修(3~5日間)、看護職員実習指導者講習会(40日間)、資質向上研修(21.5日間)等の研修事業や、認定看護師の養成事業(3名)を実施</p> <p>(【No.31】新人看護職員研修事業)</p> <p>(【No.32】看護職員資質向上推進事業)</p>	
<p>全県</p>	<p>○ 看護職員確保対策の推進</p> <p>新卒看護職員のU・Iターンによる就職促進、看護の質の向上や指導管理体制の改善を行う病院へのアドバイザー派遣、看護職員の離職防止を図るための健康相談等の実施により看護職員の確保を図るとともに、ナースセンターとハローワークが情報共有した相談支援を行うことにより、潜在看護職員の再就業を効果的に進める。</p>	<p>➤ 専任教員の配置や実習経費等の補助により教育内容の向上を図った看護師等養成所数 3施設(【No.33】看護師等養成所運営費補助事業)</p> <p>➤ 無料就職相談会(年2回)、学校訪問(2校)、就職情報誌の作成・配布(県外92校)を実施</p> <p>(【No.34】看護職員確保対策事業(新卒看護職員U・Iターン就職促進事業))</p> <p>➤ 各施設の要望に合ったアドバイザーを派遣(県内病院17施設 計73回)</p> <p>(【No.35】看護職員確保対策事業(就業環境改善アドバイザー派遣事業))</p> <p>➤ 就業継続のための看護職の心の健康相談の計画的な実施(月2回)</p> <p>(【No.36】看護職員確保対策事業(看護の心の健康相談事業))</p> <p>➤ 計画的な就業相談の実施(県内3ハローワーク、各3回実施(富士・東部1回))</p> <p>(【No.37】看護職員確保対策事業(ナースセンター・ハローワーク連携相談支援事業))</p> <p>➤ 就業相談会、就業支援研修会等を実施</p> <p>平成29年度まで順次事業を執行予定</p> <p>(【No.38】看護職員確保対策事業(地域看護就業促進事業))</p>	<p>継 52</p> <p>継 47</p> <p>継 48</p> <p>継 49</p> <p>継 51</p> <p>複</p>
<p>富東</p>	<p>○ また、看護師不足が特に著しい富士・東部地域について、看護師の地域偏在の解消に向け、地方自治体が行う大学看護学部誘致を支援することにより看護師確保を図る。</p>	<p>➤ 平成27年度に事業完了</p> <p>富士・東部地域において、健康科学大学看護学部が平成28年4月に開校</p> <p>(【No.39】富士・東部地域看護師確保対策事業)</p>	<p>複</p>
<p>全県</p>	<p>○ 看護管理者を対象に、多様な勤務形態の導入など、看護職員の就労環境改善に必要な知識等の習得を図る。</p>	<p>➤ 多様な勤務形態等の導入や職場環境改善、雇用の質の向上等に関する研修を開催</p> <p>(【No.42】看護職員就労環境改善事業)</p>	<p>継 54</p>

<p>全県</p>	<p>〔医療従事者の勤務環境改善の推進〕</p> <p>○ 病院内保育所の運営支援 病院等における保育所運営を支援し、働きやすい環境を整備することにより、医療従事者の確保・定着を図る。</p>	<p>➤ 院内保育所運営により計画的な勤務環境改善を図った民間医療機関 6施設 （【No.43】病院内保育所運営費補助事業）</p>	<p>継 53</p>
<p>全県</p>	<p>○ 小児救急医、救急勤務医の負担軽減策の推進 小児救急患者の輪番制による受入体制及び小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備、救急患者の状態等に応じた搬送のルール化など、救急患者の受入体制を整備し、患者の重症度や疾患に応じた適切な救急搬送を行うことにより、休日・夜間における小児救急医療の確保と小児救急医、救急勤務医の負担軽減を図る。</p>	<p>➤ 小児二次救急輪番体制参加病院数 8病院を維持・確保 （【No.44】小児救急医療体制確保事業（小児救急医療体制整備事業））</p> <p>➤ 継続的な小児救急電話相談を実施 （【No.45】小児救急医療提供体制確保事業（小児救急電話相談事業））</p> <p>➤ 救急患者の最終受入医療機関 6施設を確保 （【No.46】救急搬送受入支援事業）</p>	<p>継 40</p> <p>継 41</p> <p>継 42</p>
<p>全県</p>	<p>計画期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日</p>		

3 . 事業の実施状況

事業の区分	1 . 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.1】 地域医療のあり方検討基礎調査事業	【総事業費】 8,339 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 地域医療構想策定に向け、医療関係団体等が自ら医療機能等の検討を行うために必要となる資料収集及び医療機関の自主的な取り組みを促進する。	
事業の達成状況	・ 本県の医療資源の実態を考える基礎データを集約 ・ 地域医療のあり方検討基礎調査報告書の作成(1,000 部)	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 医療関係団体等が必要な資料を収集し主体的に地域医療構想の策定に関与することにより、地域医療構想策定後においても構想の実現に医療関係団体等が自主的に取り組むことが期待される。</p> <p>(2) 事業の効率性 現状の医療実態の把握や今後の地域医療構想の実現の方向性等について、県医師会を中心とした医療機関側の視点で効率的に実施できた。</p>	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.2】 地域分娩体制機能強化推進事業	【総事業費】 159,099 千円
事業の対象となる区域	県全体、中北、富士・東部	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・中北区域における分娩取扱医療機関数の維持・確保 現状：11 施設 目標：11 施設 ・富士・東部区域における分娩取扱医療機関数の維持・確保 現状：2 施設 目標：2 施設 (県全体 現状：15 施設 目標：15 施設) 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・中北区域における分娩取扱医療機関数 11 施設を維持・確保 ・富士・東部区域における分娩取扱医療機関数 2 施設を維持・確保 (県全体 15 施設を維持・確保) 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>外来患者の増加や産科医不足に対応するためには、産科医と助産師による機能分担を推進する必要があるため、設備整備や機器整備による産婦人科外来、助産師外来機能の充実は有効である。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>設備整備や機器整備を同時に支援することで、地域の分娩体制の強化を効率良く実施できた。</p>	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.3】 地域がん診療提供体制整備事業	【総事業費】 12,551 千円
事業の対象となる区域	峡南	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 峡南区域におけるがん診療提供体制の確立 (平成 29 年度の地域がん診療連携拠点病院指定)	
事業の達成状況	・ 病理診断装置の整備 1 施設 平成 29 年度の地域がん診療連携拠点病院指定に向け、体制整備を進めている。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>地域がん診療連携拠点病院のない峡南区域において、患者が地域で基本的がん診療が受けられるようになり、また、拠点病院の指定を受けるための体制整備を進めることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>補助先において、効率的な事業の執行に努めたことにより、地域がん診療連携拠点病院の早期指定に向けた体制を整備することができた。</p>	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.4】 地域重症心身障害児(者)受入体制強化事業	【総事業費】 23,760 千円
事業の対象となる区域	中北	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・中北区域における重症心身障害児(者)受入病床数 現状：214 床 目標：220 床	
事業の達成状況	・中北区域における重症心身障害児(者)受入病床数 220 床	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 重症心身障害児(者)受入病床は、中北区域には 2 病院しかなく、国立病院機構甲府病院の利用率は、常時高水準（ほぼ 100%）で推移しているため、重症心身障害児(者)の増加に伴う受入病床数の増床は必要である。</p> <p>(2) 事業の効率性 重症心身障害児(者)のレスパイト入院や在宅療養患者の急変時に対応することができ、安心して在宅療養が可能となる。また、一般病棟入院基本料を障害者施設等入院基本料に算定する病床に転換するため、病床の機能分化を図ることができる。</p>	
その他		

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業																
事業名	【No.5】 在宅医療推進協議会設置事業	【総事業費】 899 千円															
事業の対象となる区域	県全体、中北、峡東、峡南、富士・東部																
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了																
事業の目標	<p>・在宅医療推進協議会を設置した地域数(県医師会及び地区医師会単位)</p> <table border="0"> <tr> <td>県全体</td> <td>現状：0 地域</td> <td>目標：1 地域</td> </tr> <tr> <td>中北</td> <td>〃：0 地域</td> <td>〃：3 地域</td> </tr> <tr> <td>峡東</td> <td>〃：0 地域</td> <td>〃：2 地域</td> </tr> <tr> <td>峡南</td> <td>〃：0 地域</td> <td>〃：2 地域</td> </tr> <tr> <td>富士・東部</td> <td>〃：0 地域</td> <td>〃：3 地域</td> </tr> </table>		県全体	現状：0 地域	目標：1 地域	中北	〃：0 地域	〃：3 地域	峡東	〃：0 地域	〃：2 地域	峡南	〃：0 地域	〃：2 地域	富士・東部	〃：0 地域	〃：3 地域
県全体	現状：0 地域	目標：1 地域															
中北	〃：0 地域	〃：3 地域															
峡東	〃：0 地域	〃：2 地域															
峡南	〃：0 地域	〃：2 地域															
富士・東部	〃：0 地域	〃：3 地域															
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・県医師会において在宅医療推進に向けた体制を整備 ・在宅医療推進に向け4師会会長の連携会議を開催 ・2地区医師会において在宅医療推進協議会を設立 																
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>全県及び一部の地区医師会において、在宅医療推進に向けた体制の整備が進められ、県内における在宅医療提供体制の充実・強化が図られた。</p> <p>また、県医師会主導により、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会の4師会会長による連携会議を開催することにより、在宅医療推進に向け全県的な多職種連携推進が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>在宅医療において中心的役割を期待される医師会が自主的に在宅医療推進に向けた取り組みを進めることにより、県内における在宅医療提供体制の効率的な推進が図られた。</p>																
その他																	

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.6】 在宅医療チーム形成促進事業	【総事業費】 29,729 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	・ 複数のかかりつけ医や多職種による研修会等を開催した診療所等の数 現状：0 施設 目標：50 施設	
事業の達成状況	・ 在宅多職種の連携推進に向け、病院・診療所を中心とした 15 チームの多職種連携チームを形成、65 施設の診療所等が研修会等に参加 ・ 平成 30 年度まで順次事業を執行予定	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 平成 26 年度から平成 27 年度の間には医師、歯科医師、看護師、ケアマネージャ等の医療・介護関係者による多職種連携チームが 15 チーム形成され、在宅多職種の連携により医療・介護サービスが切れ目無く提供される体制が構築されている。</p> <p>(2) 事業の効率性 在宅医療チーム形成に要する経費を助成することにより、在宅医療の実施に必要な在宅多職種のチームが効率的に形成されている。</p>	
その他		

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.7】 在宅医療提供体制機能強化事業	【総事業費】 525,000 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	・ 在宅医療の実施に必要な医療機器等の整備を行った医療機関等の数 現状：0 施設 目標：100 施設	
事業の達成状況	・ 126 の医療機関等が在宅医療の実施に必要な機器等を整備 ・ 平成 30 年度まで順次事業を執行予定	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 在宅医療の実施に必要な医療機器やシステム等の整備に対し助成することにより、在宅医療に携わる医療機関の拡大や既存の在宅医療機関の機能が強化され、県内における在宅医療提供体制が充実・強化されている。</p> <p>(2) 事業の効率性 補助対象を在宅医療に直接使用する医療機器やシステム等に限定しており、効率的に県内における在宅医療提供体制の強化が図られている。</p>	
その他		

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.8】 在宅医療連携拠点整備事業	【総事業費】 3,975 千円
事業の対象となる区域	富士・東部	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 富士・東部区域において、在宅医療の推進、介護との連携体制を構築 在宅医療連携拠点設置数 現状：0 箇所 目標：1 箇所	
事業の達成状況	・ 富士・東部区域にある上野原市において、在宅医療推進に向けた拠点を形成 1 箇所 ・ 在宅医療連携の研修を実施するとともに、在宅医療・介護連携の仕組み等を検討	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 住民に最も身近な自治体である市町村において在宅医療推進の拠点が形成されることにより、2025 年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に繋がるものと期待される。</p> <p>(2) 事業の効率性 上野原市や地域の在宅医療の中心となる診療所等が連携して拠点形成に取り組むことで、効率的に事業が執行された。</p>	
その他		

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.9】 在宅医療・介護連携のあり方調査事業	【総事業費】 2,143 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 全県的な在宅医療の推進方策や介護等との連携のあり方、人材育成のあり方等の把握	
事業の達成状況	・ 県医師会において在宅医療・介護連携のあり方に向けた調査を実施・とりまとめ ・ 医療と介護の効果的な連携のあり方、連携拠点のあり方等を検討	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 在宅医療で中心的役割を期待される山梨県医師会による在宅医療の実施や医療・介護連携の拠点として必要な機能を整備するための調査実施により、本県における在宅医療提供体制の強化が一層図られるものと期待される。</p> <p>(2) 事業の効率性 全県的な在宅医療の中心的な役割を果たす県医師会に対し助成を行うことにより、効率的に事業が遂行された。</p>	
その他		

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.10】 在宅医療人材育成事業	【総事業費】 1,341 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多職種を対象とした研修会の開催 2 回 ・ 認知症に対する理解・スキルアップ等を図る研修会等の開催 2 回 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区医師会において多職種研修会や県民を対象とした講演会を 3 回開催 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 在宅医療推進に向け、地区医師会で会員のスキルアップを図る研修会を実施するとともに、県民に対し広く在宅医療の普及啓発を実施することにより、提供側及び受療側双方において在宅医療についての理解が深まった。</p> <p>(2) 事業の効率性 地域において在宅医療の中心的な役割を果たす地区医師会に対し助成を行うことにより、効率的に事業が遂行された。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.11】 訪問看護推進事業	【総事業費】 897 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問看護推進協議会 2 回 ・ 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修事業 各 5 日 ・ 訪問看護管理者研修 2 回 ・ 在宅ターミナルケア普及事業 講演会 1 回、パンフレット作成配布 1 回 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問看護推進協議会 2 回 ・ 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修事業 各 5 日 ・ 訪問看護管理者研修 2 回 ・ 在宅ターミナルケア普及事業 講演会 1 回、パンフレット作成配布 1 回 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>訪問看護推進協議会の開催により、県全体の訪問看護の現状や課題を明確し、訪問看護を推進するための訪問看護の課題等に対する方策が検討できた。</p> <p>研修等の実施により、医療との連携、病院や診療所を含めた地域医療における訪問看護の課題等に対応する看護職の質の向上が図られた。</p> <p>普及啓発は、療養者や家族が安心して、地域で暮らすために必要な知識の提供ができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>保健師、助産師、看護師、准看護師の従事者の約半数（正会員数 5,000 名）の会員を占め、研修体制が充実している県看護協会に研修事業を委託することにより、効率的に実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.12】 訪問看護推進拠点事業	【総事業費】 1,635 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問看護を安定的に供給するための拠点機能設置に向けた運営委員会の開催 3 回 ・ 訪問看護を活用した在宅療養を推進するための県民への普及啓発の実施 普及啓発講演会 1 回 普及啓発チラシ作成 50,000 部 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問看護を安定的に供給するための拠点機能設置に向けた運営委員会の開催 3 回 ・ 訪問看護を活用した在宅療養を推進するための県民への普及啓発の実施 普及啓発講演会 1 回 普及啓発チラシ作成 2 万部 講演会チラシ作成 2 千部 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 訪問看護ステーションの拠点としての機能、訪問看護ステーションのネットワーク化におけるかかりつけ医との連携、県民への訪問看護の普及啓発等を検討し、訪問看護の提供体制の充実を図る拠点として、訪問看護支援センターの設置が決まった。</p> <p>(2) 事業の効率性 保健師、助産師、看護師、准看護師の従事者の約半数（正会員数 5,000 名）の会員を占め、研修体制が充実している県看護協会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.13】 退院支援マネジメント養成研修事業	【総事業費】 4,501 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・退院支援マネジメント養成検討会議 3 回 ・退院支援マネジメント標準ツールの作成 15,000 部 ・退院支援マネジメント普及啓発研修の開催 1 回 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・退院支援マネジメント養成検討会議 3 回 ・退院支援マネジメント標準ツールの作成 退院支援マネジメントガイドライン 5 千冊 退院支援マネジメントガイドライン ポケット版 1 万冊 ・退院支援マネジメント普及啓発研修の開催 1 回 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 医療機関と地域の看護職が協働し、在宅医療移行を支援するための退院支援マネジメントガイドラインを作成し、県内の看護職を対象とした研修が開催できた。また、次年度に向け、管理期、リーダー期、病棟看護師等各期に対応した研修等、次年度に開催するための計画策定ができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 保健師、助産師、看護師、准看護師の従事者の約半数（正会員数 5,000 名）の会員を占め、研修体制が充実している県看護協会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.14】 在宅歯科医療連携室整備事業	【総事業費】 3,354 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅歯科医療連携室による相談対応件数 80 件 ・ 在宅歯科医療機器の貸出件数 130 件 ・ 在宅歯科連携室運営推進協議会の開催 1 回 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県歯科医師会への委託により在宅歯科医療連携室を設置し、相談対応 72 件、在宅医療機器貸出 83 件、在宅歯科連携室運営推進協議会の開催 1 回等の事業を実施 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>在宅歯科医療に関する多職種連携に向けた会議の開催、在宅歯科医への在宅歯科医療機器の貸出、県民からの在宅歯科医療に関する相談対応等の業務が円滑に実施され、県内における在宅歯科医療提供体制の強化が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>在宅歯科医療に最も精通している山梨県歯科医師会に業務を委託することにより、効率的に事業が執行された。</p>	
その他		

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.15】 地域在宅療養支援室整備事業	【総事業費】 4,382 千円
事業の対象となる区域	中北	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 甲府市歯科医師会内に在宅歯科医療支援室を設置 現状：0 箇所 目標：1 箇所	
事業の達成状況	・ 甲府市歯科医師会内に在宅歯科医療支援に向けた在宅療養支援室を 1 箇所整備	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 甲府市歯科医師会に在宅歯科医療支援に向けた拠点を形成することにより、県内で最大の人口を有する甲府市において、地域包括ケアシステムの構築を図る体制が強化された。</p> <p>(2) 事業の効率性 従来より休日・夜間の救急歯科診療等を実施している甲府市歯科医師会に助成することにより、地域における在宅歯科診療体制の効率的な整備が図られた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.16】 在宅歯科医療連携拠点整備事業	【総事業費】 31,524 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	・在宅歯科医療推進に向けた山梨県歯科医師会館の改修 1 箇所	
事業の達成状況	・在宅歯科医療推進に向け、山梨県歯科医師会館の改修に着手 ・平成 28 年度に事業完了予定	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 高齡社会を迎え在宅歯科診療の重要性が一段と高まっており、在宅歯科医療人材の育成や在宅歯科診療の実施に向けた拠点を整備する必要がある。</p> <p>(2) 事業の効率性 平成 28 年度中の事業完了に向け、効率的に事業を実施する予定である。</p>	
その他		

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.17】 在宅歯科・多職種連携推進事業	【総事業費】 5,766 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 29 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅歯科・多職種連携ツールの作成・配布件数 目標：40,000 部作成、県内 500 箇所（歯科診療所等）に配布 ・ 介護支援専門員等を対象とした在宅歯科医療研修の開催数 1 回/年 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県歯科医師会において在宅歯科・多職種連携ツール「お口の健康手帳」を 40,000 部作成、県内約 500 箇所（歯科診療所等）に配布 ・ 介護専門員等に在宅歯科・口腔ケアに関する研修会を開催 ・ 平成 28 年度まで順次事業を執行予定 	
事業の有効性・効率性	<p>（１）事業の有効性 2025 年を見据え地域包括ケアシステムの構築を図るためには、在宅歯科医療と多職種との連携が必要であり、具体的なツールの策定や研修の実施により、在宅歯科医療に関する多職種連携を推進する本事業の有効性は高い。</p> <p>（２）事業の効率性 在宅歯科医療や研修の実施に豊富な知識・経験を有する山梨県歯科医師会に助成することにより、効率的に事業が執行されている。</p>	
その他		

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.18】 在宅歯科医療人材育成事業	【総事業費】 1,508 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅歯科医療人材育成研修会の開催回数 2 回 ・ 在宅歯科医療事例集の作成・配布 目標：600 部作成、県内 500 箇所（歯科診療所等）に配布 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県歯科医師会において在宅歯科医療人材の育成に向けた研修会を 2 回開催 ・ 在宅歯科医療に活用する「歯科訪問診療事例集」を 600 部作成、県内約 500 箇所（歯科診療所等）に配布 	
事業の有効性・効率性	<p>（１）事業の有効性 歯科医療従事者への研修、事例集の配布により、在宅歯科医療に携わる歯科医療従事者の拡大及び在宅歯科医療についての知識の高度化が図られ、県内における在宅歯科医療提供体制が一段と強化された。</p> <p>（２）事業の効率性 在宅歯科医療や研修の実施に豊富な知識・経験を有する山梨県歯科医師会に助成することにより、効率的に事業が執行された。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.19】 在宅歯科連携人材育成事業	【総事業費】 778 千円
事業の対象となる区域	県全体、中北	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> 在宅歯科連携人材育成研修会の開催回数 山梨県歯科医師会：1 回 甲府市歯科医師会：1 回 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 県歯科医師会において在宅歯科医療人材の育成に向けた研修会を 2 回開催 在宅歯科医療に活用する「歯科訪問診療事例集」を 600 部作成、県内約 500 箇所（歯科診療所等）に配布 県歯科医師会及び甲府市歯科医師会において在宅歯科連携人材の育成に向けた研修会を 2 回開催 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を見据え地域包括ケアシステムを構築するためには、在宅歯科医療と介護などの多職種連携を推進する必要があり、研修会形式で在宅歯科と多職種連携を図る本事業は高い有効性を有している。</p> <p>(2) 事業の効率性 在宅歯科医療や研修の実施に豊富な知識・経験を有する山梨県歯科医師会へ助成することにより、効率的に事業が執行された。</p>	
その他		

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.20】 在宅歯科訪問体制強化事業	【総事業費】 3,966 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 在宅歯科診療訪問車の整備 1 台	
事業の達成状況	・ 県歯科医師会において在宅歯科診療訪問車を整備 1 台	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 在宅歯科医療連携室を実施するなど在宅歯科医療に中心的な役割を果たしている山梨県歯科医師会に在宅歯科診療訪問用の車両を整備することで、県内における在宅歯科医療提供体制の強化が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性 在宅歯科医療の中心的な役割を果たす山梨県歯科医師会へ助成することにより、効率的に事業が執行された。</p>	
その他		

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.21】 在宅療養拠点薬局整備事業	【総事業費】 35,000 千円
事業の対象となる区域	県全体、中北、峡東	
事業の期間	平成 26 年 12 月 20 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 無菌調剤室を設置した薬局のある地域数 県全体 現状 : 3 地域 目標 : 6 地域	
事業の達成状況	・ 新たに 3 地域の薬局で無菌調剤室を整備	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 高い無菌性を有する注射薬や輸液などを身近な薬局で調剤できる無菌調剤室を共同利用できる形態で薬局に整備することにより、がん患者等が在宅で療養できる体制を整備できた。</p> <p>(2) 事業の効率性 構想区域ごとに共同利用のための無菌調剤室を整備することで、広く県内において無菌調剤ができる体制を構築することができた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.22】 在宅医療広域連携等推進事業	【総事業費】 2,866 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	<p>アウトプット：在宅多職種広域連携会議の開催 (5 保健福祉事務所(支所)、各 3 回 / 年間) 在宅多職種人材育成研修会の開催 (5 保健福祉事務所(支所)、各 2 回 / 年間)</p> <p>アウトカム：各保健福祉事務所管内の実情に応じた在宅医療提供体制の強化 市町村における在宅医療・介護連携推進事業の実施体制の整備 (実施市町村数 16 市町村(H27) 全 27 市町村(H30))</p>	
事業の達成状況	・平成 29 年度まで順次事業を執行予定	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 保健福祉事務所単位で広域連携会議等を開催することにより、市町村圏域を超えた在宅医療・介護関係者・市町村間の連携促進、在宅多職種人材の育成が図られる。</p> <p>(2) 事業の効率性 地域の在宅医療、介護等のネットワークや経験・知識を持ち合わせた保健福祉事務所が主体となることで、効率的な事業の実施が図られる。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.23】 在宅医療介護連携事業	【総事業費】 8,038 千円
事業の対象となる区域	中北	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>アウトプット： ICT を活用した在宅医療・介護連携システムの運営 (利用機関数：60 機関 (H27) 維持 (H29))</p> <p>アウトカム： 中北地域における在宅多職種連携促進 中北地域における訪問診療実施施設数 (病院：6 施設 (H27) 7 施設 (H29)) 一般診療所：61 施設 (H27) 67 施設 (H29))</p>	
事業の達成状況	・平成 29 年度まで順次事業を執行予定	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 ICT を活用した在宅医療・介護連携システムの運営支援により、連携システムの定着を促進し、地域において多職種間の時間に縛られない効果的・効率的な連携が図られる。</p> <p>(2) 事業の効率性 地域において在宅医療に先駆的に取り組む甲府市医師会に助成することで、効率的な事業実施を図る。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.24】 地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 19,292 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療に対する意識付けを図るための各種事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域枠医学生等への面談者数 27 人 ・ 後期研修プログラムの作成 ・ 地域医療機関への斡旋等医師数 2 人 ・ 臨床研修指導医講習会の開催 1 回 ・ 若手医師医療技術向上研修会の開催 1 回 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療に対する意識付けを図るための各種事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域枠医学生等への面談者数 55 人 ・ 総合診療専門医養成プログラムの作成 ・ 地域医療機関への斡旋等医師数 0 人 ・ 臨床研修指導医講習会の開催 1 回 ・ 若手医師医療技術向上研修会の開催 2 回 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>地域枠医学生等への面談の実施や若手医師医療技術向上研修会の開催を通じて、地域医療に対する意識付けを図ることができた。</p> <p>また総合診療専門医養成プログラムが作成されたことから、今後は地域医療機関でのプログラム研修の実施が可能となるため、地域医療機関の医師確保につながってくる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>医師の各種研修や派遣調整に関するノウハウのある山梨大学医学部に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.25】 医学生定着促進実習支援事業	【総事業費】 725 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 地域の医療機関における実習参加者数 140 人	
事業の達成状況	・ 地域医療機関における実習参加者数 8 人	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 学生の時期から地域医療機関での実習を体験することにより、地域医療への関心が向くように意識付けを図ることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 医学生の体験実習に関するノウハウを持っている山梨大学医学部に対し助成することにより、効率的な事業の実施が図られた。</p>	
その他	年度中途の事業実施となり、予定どおりの参加者が集まらなかった。	

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.26】 産科医確保臨床研修支援事業	【総事業費】 6,700 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・産科後期研修の新規受講者数 3 人 参考 新規受講者数の過去 5 年間平均 2.8 人	
事業の達成状況	・産科後期研修の新規受講者数 2 人	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、毎年、数名の研修医が受講していることから、本事業は、産科医の確保に有効と考える。</p> <p>(2) 事業の効率性 毎年度、研修内容の検証及び改善等を行っている事業であり、効率的に事業が執行されている。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.27】 産科医等分娩手当支給事業	【総事業費】 67,088 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>・地域における産科医療提供体制の維持・確保を図るため、現在の分娩取扱医療機関 17 施設を維持する。</p> <p>分娩手当支給医療機関数 現状：17 施設 目標：17 施設</p>	
事業の達成状況	<p>・分娩手当支給医療機関数 17 施設に対し実施</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 手当を支給する医療機関に対し助成することで、本県の産科医の確保に資する事業である。</p> <p>(2) 事業の効率性 勤務環境が過酷とされる医師・助産師の確保及び勤務継続のため、当該医師に対する助成制度として効率性の高い(無駄のない)事業と考える。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.28】 NICU 入室児担当手当支給事業	【総事業費】 1,160 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 新生児担当手当支給医療機関数 現状：1 施設 目標：1 施設	
事業の達成状況	・ 新生児担当手当支給医療機関数 1 施設に対し実施	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 手当を支給する医療機関に対し助成することで、本県の新生児医療担当医の確保に資する事業である。</p> <p>(2) 事業の効率性 勤務環境が過酷とされる医師の確保及び勤務継続のため、当該医師に対する助成制度として効率性の高い(無駄のない)事業と考える。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.29】 発達障害児医療支援ネットワーク構築事業	【総事業費】 2,680 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	・ 発達障害の診療を標榜する医療機関 現状：13 箇所 目標：増加	
事業の達成状況	・ 平成 27 年度 検討委員会の開催（3 回） 研修会の開催（1 回） 診療マニュアルの作成・発行（200 部） ・ 平成 29 年度まで順次事業を執行予定	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>発達障害のある子どもがより身近な場所で医療が受けられる体制を整備する必要があることから、地域の小児科医が発達障害の診断や専門医療機関へのつなぎ、その後の診療を担えるよう、基本的な知識や診断、治療について習得する機会を確保することは有効である。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>多くの症例に遭遇する可能性が高く、すでに一定以上の知識と技術を有する小児科医に対し、専門機関であるところの発達総合支援センターが事業主体となって研修等の機会を確保することで効率的に発達障害医療の質を高めることができる。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.30】 臨床研修医養成基盤整備事業	【総事業費】 1,055 千円
事業の対象となる区域	富士・東部	
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 富士・東部区域における臨床研修医採用数 2 人	
事業の達成状況	・ 富士・東部区域における臨床研修医採用数 2 人	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 臨床研修医を養成するための研修環境を整備することで、富士・東部区域の医師不足解消に向け、継続した臨床研修医の確保を図ることができるため有効である。</p> <p>(2) 事業の効率性 富士・東部区域で唯一の臨床研修病院である山梨赤十字病院へ助成することにより、効率的な事業の実施を図ることができた。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.31】 新人看護職員研修事業	【総事業費】 17,403 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修に参加した新人看護職員の臨床実践能力の獲得、適切な研修実施体制の確保 <li style="padding-left: 20px;">・ 多施設合同研修の実施 7 日間 <li style="padding-left: 20px;">・ 実地指導者研修の実施 6 日間 <li style="padding-left: 20px;">・ 新人看護職員卒後研修の実施 23 病院 <li style="padding-left: 20px;">・ 新人看護師指導担当者研修の実施 3 日間 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修に参加した新人看護職員の臨床実践能力の獲得、適切な研修実施体制の確保 <li style="padding-left: 20px;">・ 多施設合同研修の実施 7 日間 <li style="padding-left: 20px;">・ 実地指導者研修の実施 6 日間 <li style="padding-left: 20px;">・ 新人看護職員卒後研修の実施 17 病院 <li style="padding-left: 20px;">・ 新人看護師指導担当者研修の実施 3 日間 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業により、大規模病院から中小規模病院まで、新人看護職員に対する臨床研修の実施に対する支援がなされ、看護の質の向上や安全な医療の確保が図られた。また、実地指導者や指導担当者に対する研修の実施により、より充実した研修体制が確保できたと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>実地指導者研修・多施設合同研修・新人看護師指導担当者研修について、研修に関するノウハウのある県立大学、県看護協会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.32】 看護職員資質向上推進事業	【総事業費】 10,856 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各研修対象者に対して研修等の情報提供・普及活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護職員専門分野研修の実施（認知症看護・緩和ケア 7 ヶ月間） ・ 看護職員実務研修の実施 3～7 日間 ・ 潜在看護職員復職研修事業 3～5 日間 ・ 看護職員実習指導者講習会の実施 40 日間 ・ 認定看護師の養成 5 名 ・ 資質向上研修 21 日間 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各研修対象者に対して研修等の情報提供・普及活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護職員専門分野研修の実施（認知症看護・緩和ケア 7 ヶ月間） ・ 看護職員実務研修の実施 3～7 日間 ・ 潜在看護職員復職研修事業 3～5 日間 ・ 看護職員実習指導者講習会の実施 40 日間 ・ 認定看護師の養成 3 名 ・ 資質向上研修 21.5 日間 	
事業の有効性・効率性	<p>（１）事業の有効性 本事業を通じ、看護職員がより専門的な知識や技術を習得し、質の向上が図られた。また、復職研修の実施により、潜在看護職員の復職の支援がなされ、看護職員の確保が図られた。</p> <p>（２）事業の効率性 認定看護師養成研修・看護職員実務研修・潜在看護職員復職研修・資質向上研修について、研修に関するノウハウのある県立大学、県看護協会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.33】 看護師等養成所運営費補助事業	【総事業費】 95,100 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 専任教員配置、実習経費等により教育内容の向上を図った養成所数 3 施設	
事業の達成状況	・ 専任教員配置、実習経費等により教育内容の向上を図った養成所数 3 施設	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 養成所の運営に対する支援により、看護師等養成所入学者の安定的な確保、看護職養成の段階における質の高い教育の実施がなされ、教育内容の向上が図られた。さらに、看護師養成所卒業生の県内就業へ結び付けることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 養成所運営費の支援と併せて、各養成所の教務主任等との情報交換会を実施し、教育内容の質の向上がより効率的に図られた。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.34】 看護職員確保対策事業 (新卒看護職員 U・I ターン就職促進事業)	【総事業費】 1,638 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料就職相談会の実施 年 2 回 ・ 学校訪問の実施 50 校訪問 ・ 就職情報誌の作成 3,000 部 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料就職相談会の実施 年 2 回 ・ 学校訪問の実施 2 校訪問 ・ 就職情報誌配布 県外 92 校 ・ 就職情報誌の作成 3,000 部 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、県外で就学している看護学生に対して県内の病院の魅力や特性、就職情報などを発信することができたと考え</p> <p>(2) 事業の効率性 就職相談会の開催にあたり、県の合同就職相談会への参加や、ノウハウのあるナースセンター職員に協力を依頼し、効率的に就職情報等の発信ができた。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.35】 看護職員確保対策事業 (就業環境改善アドバイザー派遣事業)	【総事業費】 1,051 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 各施設の要望に合ったアドバイザーを派遣 年 4 回、県内病院 20 施設 (各施設における自己点検により事業効果を測定する)	
事業の達成状況	・ 各施設の要望に合ったアドバイザーを派遣 県内病院 17 施設 計 73 回 (各施設における自己点検により事業効果を測定する)	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 事業実施後評価において、施設評価及びアドバイザー評価とも、実施した 17 施設中 9 割以上の施設において、到達目標に「達成できた」または「ほぼ達成」との結果になり、施設から効果的であるとの評価が得られている。</p> <p>(2) 事業の効率性 派遣するアドバイザーの登録も 36 名とアドバイス内容も多岐にわたり、施設の課題に応じた対応を行うことができています。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.36】 看護職員確保対策事業（看護の心の健康相談事業）	【総事業費】 654 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・就業継続のための看護職の心の健康相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談の計画的な実施 月 2 回 ・相談希望数及び健康相談者の継続就業状況 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・就業継続のための看護職の心の健康相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談の計画的な実施 月 2 回（半日） ・相談希望数及び健康相談者の継続就業状況 	
事業の有効性・効率性	<p>（１）事業の有効性 相談者も多く、仕事に関する悩み等に対して、臨床心理士が対応することにより、心の悩みが解消でき、離職防止に繋がっている。</p> <p>（２）事業の効率性 相談場所をナースセンターの相談室の他、地域の会場において実施するなど、相談者の利便性に配慮し、きめ細やかで効率的な事業を実施している。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.37】 看護職員確保対策事業 (ナースセンター・ハローワーク連携相談支援事業)	【総事業費】 143 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な就業相談の実施 県内 3 ハローワーク、各 3 回実施 平成 27 年度以降は、就業相談の実施数及び就業相談等の支援により、再就業した看護職員数にて事業効果を測定 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な就業相談の実施 県内 3 ハローワーク、各 3 回実施 (富士・東部のみ 1 回) 平成 27 年度以降は、就業相談の実施数及び就業相談等の支援により、再就業した看護職員数にて事業効果を測定 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 認知度の高いハローワークと連携することにより、ナースセンターの知名度の向上に結びつくとともに、地域において実施することによって、相談者の利便性の向上に繋がった。</p> <p>(2) 事業の効率性 訪問日を「木曜日」と決め、定期的に巡回することにより、相談者に相談日の周知を図ることができた。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.38】 看護職員確保対策事業（地域看護就業促進事業）	【総事業費】 3,200 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員就業相談会の開催 年 1 回（5 地域） ・就業支援（就業継続）のための研修会の開催 年 1 回（5 地域） 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度実績 <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員就業相談会の開催 2 地域 ・再就業支援のためのポスター作成 1 地域 ・就業支援（就業継続）のための研修会の開催 3 地域 ・平成 29 年度まで継続実施予定 	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 就業相談会の実施によって再就業に結びついた看護職員もあり、地域の看護師確保につながった。</p> <p>（2）事業の効率性 地域ごとの病院の看護管理者等が集まる場を活用し、事業を効率的に推進できるように検討を行っていく。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.39】 富士・東部地域看護師確保対策事業	【総事業費】 906,127 千円
事業の対象となる区域	富士・東部	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・平成 28 年 4 月の開設に向けた施設・設備整備 開設後の目標 県内施設への就業者数 卒業生の半数	
事業の達成状況	・平成 28 年 4 月開設 ・平成 27 年度事業終了	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 看護職員の確保・地域格差の是正及び医療看護の向上。 (2) 事業の効率性 地元の市町村へ支援することにより、地域全体において看護師確保に向けた取り組みが期待できる	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.40】 歯科衛生士確保養成支援事業	【総事業費】 810 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医衛生士養成確保研修会の開催 3 回 ・ 歯科衛生士養成確保研修を受講した歯科医衛生士数 20 名 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県歯科医師会において歯科衛生士確保養成研修会を 3 回開催し、19 名が受講 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 即戦力となる離職歯科衛生士の復帰に向け、座学とともに歯科診療所での実地研修を実施することで、就業歯科衛生士が不足している本県において、歯科衛生士の確保が推進された。</p> <p>(2) 事業の効率性 研修の実施に豊富なノウハウを有するとともに、県内で唯一の歯科衛生士専門学校を運営する山梨県歯科医師会へ助成することにより、効率的に事業が執行された。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.41】 歯科衛生専門学校施設設備整備事業	【総事業費】 21,239 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 障害者や ICT 教育に対応した施設への改修 1 箇所	
事業の達成状況	・ 障害者や ICT 教育に対応した施設への改修 1 箇所	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 質の高い歯科衛生士の養成に向けては、新しい歯科医療機器への対応など歯科衛生士の教育環境改善を推進する必要がある、本事業の有効性は高い。</p> <p>(2) 事業の効率性 補助先において、効率的に事業を執行しているところである。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.42】 看護職員就労環境改善事業	【総事業費】 162 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> 多様な勤務形態等の導入や職場環境改善、雇用の質の向上等に関する研修の開催 1 回 (研修会開催時のアンケート調査により事業評価を実施) 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 多様な勤務形態等の導入や職場環境改善、雇用の質の向上等に関する研修の開催 1 回 (研修会開催時のアンケート調査により事業評価を実施) 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 アンケート回答者のうち 9 割を超える参加者から「とても参考になった」または「参考になった」との回答結果が得られ、看護管理者として勤務環境改善に生かせる研修となった。</p> <p>(2) 事業の効率性 各病院・診療所の管理者等が参加する医療安全の研修会と合同で開催し、医療事故防止と併せ看護師等が健康で安心して働くことができる環境の整備について、医療機関全体で取り組むことができた。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.43】 病院内保育所運営費補助事業	【総事業費】 54,290 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 院内保育所運営により計画的な勤務環境改善を図る民間医療機関数 7 施設	
事業の達成状況	・ 院内保育所運営により計画的な勤務環境改善を図る民間医療機関数 6 施設	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、女性職員をはじめとした医療従事者の勤務環境の改善が図られ、離職防止や再就業促進に効果があったと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性 就業環境改善アドバイザー派遣事業等、他の看護職員離職防止事業と併せて実施しており、より効率的に勤務環境の改善が図られたと考える。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.44】 小児救急医療体制確保事業 (小児救急医療体制整備事業)	【総事業費】 47,617 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 小児二次救急輪番体制の維持・確保 小児二次救急輪番体制参加病院数 現状 : 8 病院 目標 : 8 病院	
事業の達成状況	・ 小児二次救急輪番体制参加病院数 8 病院を維持・確保	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 小児科を標榜する病院が輪番体制による小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急体制を整備し、輪番体制を維持することができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 県と県内全市町村で構成する山梨県小児救急医療事業推進委員会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.45】 小児救急医療提供体制確保事業 (小児救急電話相談事業)	【総事業費】 18,284 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 継続的な小児救急電話相談の実施 小児救急電話相談の実施による、不要・不急の受診の抑制	
事業の達成状況	・ 継続的な小児救急電話相談を実施	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>県内において、患者の病状に応じた適切な医療が受けられるようにし、休日・夜間等における不要・不急の受診の抑制を図り、小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進することができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>小児初期救急医療センター事業を実施する甲府市医師会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.46】 救急搬送受入支援事業	【総事業費】 57,227 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・最終受入医療機関の確保 現状：6 施設 → 目標：6 施設 ・救急患者受入要請回数 4 回以内の割合 現状：97.8% → 目標：98.5% 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・最終受入医療機関数 6 施設を確保 ・救急患者受入要請回数 4 回以内の割合 97.54% 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 救急患者の搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において、最終受入医療機関の継続的な確保により、患者の重症度や疾患に応じた適切な救急搬送を行うことができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 患者の状況等に応じた搬送医療機関への搬送をルール化し、それに従い救急搬送を実施したことにより、効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		